

広島市公共事業再評価審議会の委員の選任分野に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島市公共事業再評価審議会の委員の選任分野について、必要な事項を定める。

(選任分野)

第2条 広島市公共事業再評価審議会規則第4条に規定する学識経験者は、次に掲げる者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学の学部、専攻科又は大学院の教授、准教授又はこれらに類する者
- (2) 弁護士
- (3) 産業界の関係者
- (4) 調査研究機関の職員

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。